

平成30年第5回府中町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 開 会 年 月 日 平成30年12月14日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成30年12月14日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（17名）

|      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 議長   | 中 村 武 弘 君 | 副議長  | 西 友 幸 君     |
| 1 番  | 岩 竹 博 明 君 | 2 番  | 木 田 圭 司 君   |
| 3 番  | 橋 井 肇 君   | 4 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 5 番  | 繁 政 秀 子 君 | 6 番  | 山 口 晃 司 君   |
| 7 番  | 二 見 伸 吾 君 | 8 番  | 上 原 貢 君     |
| 9 番  | 益 田 芳 子 君 | 10 番 | 児 玉 利 典 君   |
| 11 番 | 林 拓 君     | 13 番 | 中 村 勤 君     |
| 14 番 | 西 山 優 君   | 17 番 | 小 菅 卷 子 君   |
| 18 番 | 力 山 彰 君   |      |             |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

（6）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

- 4 町長報告
- ・行政報告
  - ・報告第23号 専決処分の報告について
  - ・報告第24号 専決処分の報告について
- 5 第61号議案 府中町事務分掌条例の全部改正について
- 6 第62号議案 府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 7 第63号議案 府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 8 第64号議案 府中町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 9 第56号議案 平成30年度府中町一般会計補正予算（第5号）
- 10 第57号議案 平成30年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 第58号議案 平成30年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 第59号議案 平成30年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 13 第60号議案 平成30年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 14 第65号議案 府中町自転車等駐車場条例の一部改正について
- 15 第66号議案 府中町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 16 第67号議案 広島県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 17 第68号議案 工事請負契約の締結について
- 18 第69号議案 町道路線の認定について
- 19 第70号議案 町道路線の認定について
- 20 第71号議案 町道路線の廃止について
- 21 第72号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 説明のため会議に出席した者

|    |   |       |
|----|---|-------|
| 町  | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町 | 長 | 岡野浩子君 |
| 教  | 育 | 長     |
| 企  | 画 | 高杉良知君 |
| 財  | 政 | 戸田秀生君 |
| 部  | 長 |       |

|               |       |
|---------------|-------|
| 総務部長          | 坂本雅司君 |
| 福祉保健部長        | 山西仁子君 |
| 生活環境部長        | 金光一隆君 |
| 建設部長          | 井上貴文君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所長 | 脇本哲也君 |
| 消防長           | 寺尾光司君 |
| 教育部長          | 奥田米穂君 |
| 総務部次長         | 大塚圭子君 |
| 福祉保健部次長       | 新見公平君 |
| 生活環境部次長       | 屋敷学君  |
| 建設部次長兼監理課長    | 池口豊記君 |
| 建設部次長兼建築課長    | 川口正幸君 |
| 企画課主幹         | 大神規正君 |
| 財政課長          | 胡子幸穂君 |
| 職員課長          | 森太君   |
| 保険年金課長        | 森本雅生君 |
| 健康推進課長        | 長西弘子君 |
| 町民生活課長        | 岩崎雅男君 |
| 都市整備課長        | 磯亀智君  |
| 下水道課長         | 原田司君  |
| 区画整理課長        | 岡村紀行君 |
| 総務課長（教委）      | 谷口充寿君 |
| 学校教育課長        | 土井賢二君 |
| 学校教育課主幹       | 畑尻佳括君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 8. 職務のため会議に出席した者

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 榎並隆浩君 |
|--------|-------|

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議事の内容

（開会 午前 9時30分）

ただいまの出席議員は１７名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。よって、平成３０年第５回府中町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

今日は、１７番小菅議員、１８番力山議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。

それでは、お諮りいたします。

○議長（中村武弘君） 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から１２月１８日までの５日間と決定いたしました。

会議では、平成 29 年度決算の認定や来年度予算について審議を行い、原案どおり決しております。

- 4 -

1月28日に実施予定と聞いております。

また、11月21日には、町村議会議長会全国大会に参加しております。

大会では、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害による課題が山積しているため、国と地方と一体となって本格的な復旧・復興への取り組みを加速させること、また人口減少の克服と地方創生を実現するために、都市と農山漁村が共生し得る社会を強力に進めていくこと、また地方創生の流れを加速させることなど盛り込んだ大会宣言を行いました。

なお、詳細につきましては事務局に資料がございますので、ごらんいただければと思います。

最後に、皆さんにも常任委員会の場や議会通信などでお知らせしておりますが、7月豪雨による見舞金の送付は、広島県町議会議長会を通じて4回あり、合計で89万7,375円となりました。

以上、議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

まず、総務文教委員会、西山委員長、お願いいたします。

○14番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、10月23日に委員会、12月3日に委員会及び協議会を開催しております。

10月23日の委員会では、申し合わせの改選後初の委員会ということから、総務文教関係の各部の事務分掌について説明を受けております。

また、12月3日の委員会では、各常任委員会と同様に町長報告を受けたほか、教育長からは、皆さんにも通知されていると思いますが、来年の1月14日に成人式が開催されるという報告がございました。

また、12月定例会前ということで協議会に切りかえて、提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 厚生委員会、小菅委員長、お願いいたします。

○17番（小菅卷子君） 皆さん、おはようございます。それでは、厚生委員会より報

告させていただきます。

9月の定例会以降、10月24日に委員会を開催し、12月4日に委員会及び協議会を開催をいたしました。

10月24日の委員会では、さきの9月定例会で新たに厚生委員会の委員が決まった直後の委員会ということであり、町の組織と所掌事務の説明を受けております。

また、12月4日の委員会では、12月定例会前ということで協議会に切りかえをいたしまして、提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託案件はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 建設委員会、上原委員長、お願いいたします。

○8番（上原 貢君） おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、10月25日に委員会、12月5日に委員会及び協議会を開催しております。

10月25日の委員会では、府中町の組織及び事務分掌について及び工事請負契約の締結の報告についての報告を受けました。

12月5日の委員会では、工事請負契約の締結の報告について及び工事請負変更契約の締結の報告についての報告を受けました。

また、12月定例会前であるため協議会に切りかえて、12月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 議会運営委員会、二見委員長、お願いします。

○7番（二見伸吾君） おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降は、去る11月19日と一昨日の12月12日に議会運営委員会を開催しております。

11月19日の委員会では、議員活動における通称名の使用についてと議会の申し合わせ事項の遵守について審議をしております。これらの内容については、全員協議会においても説明をしておりますので詳細は省略しますが、議員活動における通称名の使用については、戸籍上の名前と異なる名、通称名を使用する場合は、事務局長宛

てに通称名使用届を提出し、その後、その内容について他の議員へも通知をするという手続について審議をし、了承しております。

また、議会の申し合わせ事項の遵守については、議員は町から活動及び運営に対する補助または助成を受けている団体の長に就任しないように努めるとある、この申し合わせ事項の確認を行うとともに、議長から全員協議会にて議員の皆さんにも周知をしていただきました。

また、１２月１２日の委員会では、今定例会の運営についてということで、９月定例会以降に受理された陳情書等の報告や、会期及び議員提出議案についての協議を行いました。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 議会報特別委員会、岩竹委員長、お願いいたします。

○１番（岩竹博明君） おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

９月定例会以降、議会報特別員会は９月１９日の定例会閉会后、１０月１日、１０月１１日と、昨日１２月１３日の４回開催しております。

９月１９日の委員会では、議会広報の編集に関する事務調査ということで、議会だより第１５１号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

１０月１日の委員会では、原稿校正を行っております。

１０月１１日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正と写真の調整を行いました。

また、昨日、１２月１３日の委員会では、この定例会の内容をお知らせする議会だより第１５２号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 次に、監査委員報告をお願いいたしますが、前定例会で申し上げましたとおり、益田議員には監査委員就任の挨拶もあわせてお願いいたします。

益田監査委員。

○９番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から御紹介のありましたように、９月定例会におきまして監査委員選任の同意をいただき、町長から監査委員として辞令書の交付を受けましたので、今定

例会におきまして御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、府中町では監査委員会が２名選任をされています。私は議会から選任をされましたので、これからの監査に当たりましては、議会を代表してということとを十分認識し、地方公共団体の財務、行政、経営・運営事務が適正で効率・効果的に行われているのか、代表監査委員ともども監査業務に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二並びに監査委員益田芳子の両名で実施をいたしました。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成３０年８月分を９月２０日に、９月分を１０月１５日に、１０月分を１１月１５日にそれぞれ実施をいたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

次に、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査ですが、平成３０年度第２期定期監査を平成３０年９月１０日から１１月２６日まで、生活環境部住民課、福祉保健部高齢介護課を対象に実施いたしました。

監査の方法は、平成３０年度に属する財務に関する事務が関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、関係書類を検査、照合するとともに、必要に応じ、所属職員から聴取を行いました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおりです。

今回の定期監査では、文章により指摘、要望する事項はありませんでしたが、納入通知書兼領収書について、納期限や歳入科目等の記載のないものが見受けられました。

また、契約事務において、作業完了報告書の内容が具体性に欠け、業務に関する協議内容や数量が反映されていないものとなっていたものが見受けられました。

そして、住宅改修支援事業に対する支出負担行為書についてですが、この行為書は支出の原因となる契約その他の行為を示すもので、これにより金銭債務が確定するものですが、この文章に添付されている資料の金額が空白となっているものがありました。

以上の内容に関しましては、今後、適正な事務処理を行うよう、口頭による指摘を

行いました。

このため、口頭での指摘のため、おおむね適正に処理されているとの監査の結果となっております。

以上で監査委員報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いいたします。

小菅議員。

○17番（小菅卷子君） それでは、報告をさせていただきます。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をさせていただきます。

去る平成30年11月7日に、平成30年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されたので、その報告をさせていただきます。

まず、1つ目ですけど、監査委員の選出同意案件で、呉市選出の中田光政議員が選任をされました。

2つ目、3つ目は、副広域連合長の選任同意案件で、大竹市の入山欣郎市長、東広島市の高垣廣徳市長がそれぞれ選任をされました。

4つ目は、専決処分の承認案件で、保険料の減免期間について、災害その他やむを得ない事情の場合、連合長が認める日までとする条例改正の専決処分が承認をされました。

5つ目、5月に、来年ですね、来年の5月に元号が改正されるということに伴う、広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正で、原案どおり可決をいたしております。

6つ目ですけど、平成29年広島県広域連合会の歳入歳出の認定で、平成29年度の広域連合の主たる歳入歳出である医療特別会計は、歳出決算額が3,977億8,000万円で、医療費が平成28年度に比較をいたしまして123億270万円の増で、1人当たりの医療費は平成29年は96万7,000円で、平成28年度に比べて3,000円強の0.3%増加となっております。

7つ目は、平成30年度一般会計の補正予算で、平成29年度の決算剰余金を繰越金として歳入予算に計上し、その計画剰余金を財源として財政調整基金積立金を歳入に計上するとともに、特別会計の事務費の減等に伴う財政調整基金からの繰入金の減を計上した補正予算について可決をされました。

8つ目は、平成30年度の医療特別会計予算で、平成29年度市町村負担金、国庫負担金の精算に伴う追加の納付金額または返還金によるもの及び、次期標準システムの更新に伴う国からの補助金の計上及びこれに伴う一般会計からの繰入金の減額等を計上した補正予算について可決をされました。

以上で広島県後期高齢者医療広域連合会の報告を終わらせていただきます。

○議長（中村武弘君） 以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

繁政議員。

○5番（繁政秀子君） 監査御苦労さんでございます。今回初めてでしょうね。監査でいろいろ調査をされて、空白になって口頭で注意したとか、たくさんいろいろ注意されたように先ほどの報告でありましたが、それが文書でありませんから全部書き取る

わけにいきませんので、こういうことがあってこういうことがあってこうやって職員を呼んで聴取をしたとかいうのを、ちょっと詳しく書いたものを私たちは欲しいと思います。

私は欲しいと思いますので、口頭で先ほどのように言われたんでは書き取るのに大変だったもので、それはもしくたさればそれだし、くださらないのならもう一回言うてください。そうすれば私、書きますから。

以上です。

○議長（中村武弘君） どうですか。

益田議員。

○9番（益田芳子君） 資料提出につきましては、今監査報告をしましたとおりなんですけども、それ以上に報告が要りますか。よろしいですか。出したほうがいいっていうことですか。

○5番（繁政秀子君） 私にください。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

ほかにありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第4に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。10時10分。休憩

（休憩 午前 9時55分）

（再開 午前10時10分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） それでは、日程第4、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 改めて、おはようございます。

本定例会は、本日から１８日までの５日間の会期となりますが、提起する議題でございますけど、町長報告が事前に２件と申し上げておりましたところ、急遽報告すべき事案ができて３件の報告を行います。

次に、専決処分の報告は２件、補正予算５件、条例関係が６件、その他の議案６件となっております。よろしくお願いいたします。

また、これに加えて、７月豪雨災害により民有地に堆積した土砂の撤去に係る工事費、またこれを自費で実施した方への償還費用については、今月の１７日、１８日に国の災害査定を受ける予定でございますが、その必要な費用がおおむね確定をし、現予算では超える見込みとなりました。

これらの経費はできるだけ早期に支払う必要があるということで、議案がまとまり次第、本定例会において当該災害関連の補正予算を追加して御提案させていただきたいというふうに思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします

それでは、町長報告、行政報告を行います。

１件目は、来年度の主要事業の推進に当たりまして、去る１１月２６日と１２月５日に広島県と国土交通省中国整備局、１１月２９日には国土交通省と文部科学省に赴き、災害復旧、向洋駅周辺土地地区画整理事業や道路事業、公共下水道事業、学校施設環境改善や学校運営改善事業など、９項目１０事業についての事業説明並びに財源確保のための提案を行いました。

地元選出衆議院議員のお力添えもありまして、国土交通省では大塚高司副大臣、菊池技監、関係２局長とお会いすることができ、向洋駅周辺土地地区画整理事業及び公共下水道事業の事業説明と提案活動を行いました。

大塚副大臣からは、国の２次補正予算に向けて地方の声が、生の声が聞けたということは、国土交通省としても財務省への要望がしやすいと、しっかりと予算を確保するように応えていきたいというふうに心強いお話をいただきました。

また、文部科学省では、中村裕之大臣政務官にお会いしまして、既に実施済みの学校ブロック塀の撤去に係る財源を後づけで手当をいただいたということで、これをお礼を申し上げましたところ、素早く安全対策をした自治体が不利益を受けることがないように手だてをしたものだというお話をいただきました。このことは、本定例会に

提出してる補正予算にも臨時特例交付金として歳入を計上しておるものでございます。

今回の提案活動では、府中町の榎川の氾濫が全国的なニュースとなったということもございまして、どこの部署でも今まで以上に府中町について御理解いただいております、これいいことか悪いことかわかりませんが、提案活動がスムーズに行うことができました。

一方で、国土交通省、文科省、両省ともにでございますけど、国の予算総額の確保ができなければ、なかなか地方の要望に応え切れないというお話もありました。今回では、学校のトイレ洋式化改修工事に対する学校施設環境改善交付金、これを提案して要望しておりますが、相当困難な状況であるというふうに認識をしました。

困難な中であってどうすれば実現できるか、今後、知恵を絞ってまいりたいというふうに思っております。

それと、中央官庁には地方の実情、それも個別具体の実情、事業の必要性をしっかりと伝えることが大切でありまして、今後とも必要な時期、必要な提案活動を行ってまいりたいと思います。

また、要望事業の国の予算総額の確保につきましても、全国町村会を初めとする活動に積極的に努力してまいりたいと考えております。

2件目が、全国町村長大会の報告でございます。

全国町村長大会は、去る2月28日、東京NHKホールにおいて開催され、出席をいたしました。

大会では、大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議、車体課税に係る地方税収の確保に係る緊急決議、平成31年度政府予算編成及び各種政策の具体化として一億総活躍社会への実現に向けた地方創生のさらなる推進、幼児教育無償化の財源確保、円滑な実施に向けての万全な措置などの10項目の重点要望を採択をいたしました。

これらは、全国町村会としましては各省庁に、都道府県町村会は地元選出国會議員に決議、要望の実現に向けて働きをかけるということといたしております、当日広島県町村会の活動としまして、広島県選出国會議員に対する要請活動を行ったということでございます。

それから、追加の3件目でございます。

昨日、送達されたものでございますが、12月5日付で広島地方裁判所から府中緑

ケ丘中学校の男子生徒の自死に係る訴訟が提起され、訴状の送達がありました。この訴訟は、府中緑ケ丘中学校の３年生男子生徒が平成２７年１２月８日に自死されたことに関し、その遺族が府中町に対しまして損害賠償を請求したものであります。

今後、訴状の内容を十分に精査をし、代理人弁護士とも協議しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、別途議会には訴訟内容を報告し、御協議させていただくことになりますので、よろしくお願いします。

本日は、訴訟の提起があった旨御報告させていただきます。

以上、３件の報告でございます。

○議長（中村武弘君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第２３号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第２３号 平成３０年１２月１４日提出。

専決処分の報告について。

府中町営住宅建設基金条例及び府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、平成３０年１０月２６日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） おはようございます。建設部長です。

報告第２３号、専決処分の報告について、補足して説明させていただきます。

本件専決処分による条例改正は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第１項に規定する条例の改廃で法令の改廃に伴い引用する条番号もしくはは

語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当することから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により本議会に報告するものでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、府中町営住宅建設基金条例、府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

改正事項の概要についてでございますが、公営住宅法施行令及び施行規則の改正に伴い、府中町営住宅建設基金条例、府中町営住宅設置及び管理条例において、引用する条番号の整理を行うものでございます。

専決処分年月日は平成３０年１０月２６日、施行日は同日としております。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第２４号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第２４号 平成３０年１２月１４日提出。

専決処分の報告について。

府中町都市公園条例の一部を改正する条例について、平成３０年１１月１６日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、生活環境部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長（金光一隆君） おはようございます。生活環境部長です。

それでは、報告第２４号、専決処分の報告について、補足して説明をさせていただきます。

きます。

当該条例改正の内容は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第1項に規定する条例の改廃で法令の改廃に伴い引用する条番号等もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分により改正をさせていただきます、同条第2項の規定により本議会に報告をさせていただくものです。

提案理由でございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町都市公園条例の一部を改正するものです。

続いて、改正事項の概要でございますが、都市公園法において条の追加に伴い条項ずれが起こったため、引用する条番号を整理することとし、府中町都市公園条例第22条において、引用する箇所、第5条の3を第5条の11に改めるものです。

施行期日は公布の日、専決処分年月日は平成30年11月16日です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。  
次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君）　日程第5、第61号議案、府中町事務分掌条例の全部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第61号議案　平成30年12月14日提出。

府中町事務分掌条例の全部改正について。

府中町事務分掌条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、多様化、複雑化する行政課題や新たな住民ニーズに柔軟に対応し、効率的で、職員の能力を最大限発揮できる事務組織体制を整備するために条例の全部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） おはようございます。総務部長です。

府中町事務分掌条例の全部改正について補足説明いたします。

第61号議案参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨です。

多様化、複雑化する行政課題や新たな住民ニーズに柔軟に対応し、効率的で、職員の能力を最大限発揮できる事務組織体制を整備するため、府中町事務分掌条例の全部を改正するものです。

次に、改正事項の概要です。

1枚めくっていただきまして、61－1号議案参考資料、行政組織改正（案）を開きください。

組織改正は、全員協議会でお示しさせていただきましたように、町民目線での窓口再編、組織の強化、効率的な組織の視点から抜本的に組織を見直したものでございます。

左側、現行の企画財政部、総務部、生活環境部、福祉保健部、建設部、向洋駅周辺区画整理事務所を、右側改正案の総務企画部、財務部、町民生活部、福祉保健部、建設部の5部に再編するものです。

総務企画部は、行政施策の中心となる部署として企画部門と総務部門を再編いたします。

また、財務部を独立して設置し、町政運営の根幹となる財政運営体制を整備します。

町民生活部は、町民の生活に密着した町民に最も身近な部署として、生活環境部の名称を変更いたします。

福祉保健部は現行どおりです。

建設部は、区画整理事務所を統合し、再編します。

なお、規則で定めております課以下についての組織については、本条例案の議決をいただいた後、規則の整理を行う予定としております。

第61号議案参考資料にお戻りください。

各部の分掌事務は、中ほどの表の右側にお示しをしております。

部をまたいで変わったところを中心に説明させていただきます。

総務企画部では、危機管理に関することを総務企画部の所管とし、危機管理機能の強化を行います。

財務部では、契約に関すること、債権の管理に関することを財務部の所管としています。

町民生活部では、下水道及び河川に関することを公共用水域の水質保全という観点から町民生活部の所管としております。

福祉保健部の分掌事務は現行どおりです。

建設部では、公園及び緑地に関することを建設部に集約しております。

次に、施行期日は平成31年4月1日です。

最後に、条例の施行に伴う関係条例の改正です。

組織改正に伴い、関係条例で定める審議会等の主管部署を、本条例の附則で整理するものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

西議員。

○12番（西 友幸君） 3年弱に町長になられてなると言うんですが、やっとこれで町長の顔がはっきり見えるようになりました。本当にありがとうございます。

ただ、これに対してちょっと以前申し上げたことあると思うんですが、ちょっと5課に今度なりますよね。行くときにちょっと入り口にラインみたいなもので、ピンクとか青とか、例えば総務企画に行くのは何階ですとかいうように、1階入り口に案内表示するとすごくわかりやすいと思うんですね。

一つこれ参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 今、御要望いうんですか、御意見いただいた内容については、ちょっとこの組織の改編と再編と同時に役場庁舎の所属のこの部署の配置がえを大きくするようになっております。これは次の今回の補正予算にもその経費を計上させていただいておりますが、そういう中で御指摘のサインとかですね、そういったところについて、できるだけ住民目線のサインをしてまいりたいというふうに考えておりま

すので、ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

繁政議員。

○5番（繁政秀子君） これで町民の皆さんよくわかると思うんですが、以前から議員のほうから特に要望のあった観光課というのね。これから生き残っていくには、やっぱり観光を皆さんに来てもらって、さっき町長がおっしゃったように、今回の榎川の氾濫で日本中に府中町というのが知れたわけですから、そしたら府中町行ってみようと思ってもらえるような課を設置して、どんどんよそから来てもらおうようなことを考えると、財政が大変なときですから、よそでもすごく人が来てるじゃないですか。

府中町にもたくさんの方が府中町へ出てきてもらおうようにするためには、しっかりと観光課が要ると思うんですが、それはどのようにこれから考えとってか。このまんまでいくんか、それともそれはいずれはここに入れようと町長が考えとるというところがあったら言ってもらいたい。

○議長（中村武弘君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 観光行政というのがですね、非常に全国的に、特に外国のお客様を呼び込む、あるいは広島県も大変力を入れてやっておる分野であります。

ただ、府中町がそういった資源を、海外からのお客様を呼び込むような資源をどう見つけてですね、どうするのか。

それと、観光というのはお客様に単に来ていただくだけじゃなしに、そこにお金を落としてもらわなきゃいけないわけですね。それを受け皿、そういうことをやっていかにゃいけないということでございまして、今そういう、例えば今回御報告してますように、日本遺産の認定等のこういうことを契機に今どういうことができるかいうのを協議会等民間の団体も含めて協議をしているというところでございます。

今回は事務分掌ですからそのことでお答えしますと、条例の中にはありませんけど、この後総務部長からの説明がありましたが、部の分掌条例を今回議決いただいて、その後それに基づく課と係についての規則を定めるということになります。

ここの資料の参考資料を見ていただきましたら、現在、観光という言葉が組織の中にないんです。ところが、今回は町民生活部の自治振興課に商工観光係というのをつくる予定にしております。

こういったことでどういうことができるんかというのを1つセクションとしての名

称を明示して取り組んでまいりたいということでございますので、御理解ください。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） 前にも何回も出てると思うんですけど、もう一回ちょっと確認のために、ちょうど変わる、標識も変わるんでしょうから、もっと大きなわかりやすい、やっぱり年寄りの方が来られても、ああここだなというのがわかるような大きな表示にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） これは要望でよろしいですか。

○4番（梶川三樹夫君） はい。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

それでは、まず原案反対者から討論を行います。

原案反対の方。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 原案賛成の討論を行います。

7番二見議員。

○7番（二見伸吾君） 第61号議案、府中町事務分掌条例の全部改正について、意見を付した上、賛成の討論をいたします。

一般的に言って人事機構改革はなかなか難しく、ましてや慢性的な人員不足でもある当町にとって、機構の改編によって複雑化する行政課題や新たな住民ニーズに柔軟に対応し、効率的で職員の能力を最大限発揮できる事務組織体制をつくることができるか、難しい課題だと思います。

しかし、町執行部が時間をかけて協議、検討されたわけですから、基本的に賛成をしたいと思います。

今後、新たな組織体制のもとで問題があれば、修正、再編をされたらいいというふうに思います。

しかしながら、1点だけ問題を指摘をしたい。それは新しくできる財務部の中に債権管理課をつくることです。保育、国保、介護保険、後期高齢者医療。この4つの滞

納整理を行うことが業務だと、このように聞いております。これまでは福祉を担当するそれぞれの課内にあったものが、福祉の仕事から切り離された上1つに統合され、債権の回収が課の独自の任務になります。そうすれば福祉の仕事、健康で文化的な生活の保障よりも、債権回収が優先されがちになります。

当町の税務課は、町民の立場に立った丁寧な徴税を心がけていると思います。新たにつくられます債権管理課が税務課と同じ姿勢、債権管理が最優先にならないよう、あくまで福祉の一環であることに十分留意をして仕事をしていただきたい。そのことを申し述べて賛成討論といたします。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 以上で討論を終わります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第6、第62号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第62号議案 平成30年12月14日提出。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、平成30年8月の人事院勧告に準じ、議会の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 第62号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを補足して説明いたします。

第62号議案参考資料をごらんください。

改正の趣旨は、平成30年8月人事院勧告に準じて議員の期末手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要は、議員の期末手当の割合を全体で0.05月分引き上げて4.4月分から4.45月分とするものです。このため、ことし12月の期末手当の支給割合を2.325月分としますが、来年度以降の支給割合を平準化して6月期期末手当と12月期期末手当を2.225月分とし、年間支給割合を4.45月分とする改正を2条に分けて行っております。

なお、この改正による影響額は、議員全体で32万400円です。

3、施行期日等は公布の日です。ただし、来年度、平成31年6月期以降の期末手当に係る規定は、平成31年4月1日から施行します。

また、ことし、平成30年12月期の期末手当に係る規定は、平成30年12月1日から適用します。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村武弘君） 日程第7、第63号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第63号議案 平成30年12月14日提出。

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、平成30年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細な説明は、引き続き総務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 第63号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、補足説明いたします。

第63号議案参考資料をごらんください。

1、改正の趣旨は、第62号議案と同じく平成30年8月の人事院勧告に準じて、町長、副町長、教育長の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要は、期末手当の割合を全体で0.05月分引き上げて4.4月分から4.45月分とするものです。このため、ことし12月の期末手当の支給割合を2.325月分としますが、来年度以降の支給割合を平準化し、6月期末手当と12月期末手当を2.225月分とし、年間支給割合を4.45月分とする改正を2条に分けて行っております。

この改正による影響額は、三役で13万8,600円です。

施行期日は公布の日としております。ただし、来年度、平成31年6月期以降の期末手当に係る規定は、平成31年4月1日から施行します。

また、ことし、平成30年12月期の期末手当に係る規定は、平成30年12月

1日から適用とします。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第8、第64号議案、府中町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第64号議案 平成30年12月14日提出。

府中町職員の給与に関する条例の一部改正について。

府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、給料表並びに手当の支給割合及び額について、平成30年8月の人事院勧告に準じた改定を行うということと、等級別基準職務表に掲げる職務及び職務の級を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

詳細についての説明は、引き続き総務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 第64号議案、府中町職員の給与に関する条例の一部改正

についてを補足説明いたします。

第64号議案参考資料をごらんください。

1、改正の趣旨です。

今回、2つの理由により条例の一部改正を行います。

1つ目は、ことし、平成30年8月の人事院勧告に準じて給料表と手当の支給割合と額の改定を行うものです。今回の人事院勧告では、一般職の月例給の改定で平均改定率0.2%、俸給表400円の引き上げを基本に改定されていますが、特に若年層を重点に引き上げられています。

また、期末手当についても一般職員で年間4.4月分から4.45月分へ0.05月分の引き上げになっています。

2つ目が、条例に規定する等級別基準職務表に掲げる職務及び職務の級を変更するため、条例の一部を改正するものです。

等級別基準職務表とは、地方公務員法第25条第5項に職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めるように規定されている表で、この規定に基づき、府中町においては職務ごとに1級から7級までをこの条例で規定をしております。

改正事項の概要です。

まず、(1)給料表の改定で、行政職及び消防職の給料月額を平均で0.2%、額として691円の引き上げとしております。これは給料部分の引き上げを0.19%、額として652円、地域手当のはね返りを0.01%、額として39円の引き上げとし、合計で0.2%、691円としたものです。

この改正で職員全体の給料へのはね返り、影響額は、243万5,000円です。

(2)宿日直手当の改定ですが、宿日直勤務1回に係る支給限度額4,200円から4,400円へ、また常直的な宿日直勤務に係る支給限度額を月額2万円から2万2,000円に改定するものです。

なお、現在職員に宿日直手当を支給する業務はありませんが、条例に規定があるため、今回の勧告に合わせて改定するものです。

(3)期末及び勤勉手当の改定です。

ア、勤勉手当の支給割合を全体で0.05月分引き上げます。

そして、イ、平成31年度6月期以降の期末手当の支給割合を平準化し、勤務実績

に応じた給与を推進していきます。

まず、再任用職員以外の職員の支給割合です。

表をごらんください。

一番下の項ですが、現行（Ａ）の年間支給割合は４．４月ですが、今回の改正により４．４５月分の支給割合にする必要があります。このため、ことし６月期分は支払っておりますので、１２月の勤勉手当の支給割合を０．９月分から０．９５月分とすることにより、年間支給割合を４．４５月分とします。

また、平成３１年６月以降の支給について、６月期の期末手当を１．２２５月分から０．０７５月分上げて１．３月分に、勤勉手当を０．９月分から０．０２５月分上げて０．９２５月分とし、合計で２．１２５月分から２．２２５月分、差し引きで０．１月分を引き上げます。

また、１２月期分については、期末手当１．３７５月分を０．０７５月分引き下げ、１．３月分とします。勤勉手当については、現行の０．９月分から０．０２５月分引き上げて０．９２５月分とします。これにより０．０５月分引き下げられ、年間の支給割合は６月期分と１２月期分が標準化されてそれぞれ２．２２５月分となり、合計で４．４５月分、現行より０．０５月分の増となります。

続いて、裏面です。

再任用職員の支給割合は、現行２．３月分の年間支給割合に対して、ことし１２月の勤勉手当の支給割合を０．４２５月分から０．４７５月分とし、年間支給割合を２．３５月分とします。

また、平成３１年６月以降の支給について、６月期の期末手当を０．６５月分から０．０７５月分上げて０．７２５月分に、勤勉手当を０．４２５月分から０．０２５月分上げて０．４５月分とし、合計で１．０７５月分から１．１７５月分、差し引きで０．１月分を引き上げます。

また、１２月期分について、期末手当０．８月分を０．０７５月分引き下げ、０．７２５月分とします。反対に勤勉手当については、現行の０．４２５月分から０．０２５月分引き上げて０．４５月分とします。これにより合計で０．０５月分引き下げられ、年間の支給割合は６月期分と１２月期分が標準化され、それぞれ１．１７５月分となり、合計で２．３５月分、現行より０．０５月分の増となります。

なお、この改正で職員全体での影響額は７６８万４，０００円です。

(4) 行政職給料表等級別基準職務表の改正です。

改正条例の第2条で改正を行います。行政職給料表等級別基準職務表のうち、現在は4級に規定してある主任の職務を実態に応じて3級に位置づけるとともに、4級に新たに事業調整員の職務を設けるものです。

(5) 消防職給料表等級別基準職務表の改正。

同じく改正条例第2条で行います。消防職給料表等級別基準職務表のうち、現在5級の職務を課長または課長補佐の職務と規定していますが、行政職の規定と合わせて課長を6級と位置づけ、5級は課長補佐のみとするものです。

3の施行期日等は公布の日とします。ただし、平成31年6月期以降の期末及び勤勉手当に係る規定と消防職給料表等級別基準職務表の改正は、平成31年4月1日から施行します。

また、行政職給料表等級別基準職務表の改正は、平成31年12月1日から施行します。

給料表の改定、宿日直手当の改定、平成30年度の勤勉手当に係る規定は、人事院勧告に基づき、平成30年4月1日から適用いたします。

また、2の(4)の等級別職務基準表による号級の切りかえに伴い、切りかえ前の給料月額に達しない場合は、その差額に相当する額を給料として支給するものです。

なお、今回の給与改定の内容につきましては、職員団体との協議を経て合意しておりますことを申し添えます。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

上原議員。

○8番（上原 貢君） 私、議員になってから恥ずかしいことですが、勤勉手当いうことの趣旨が実はよくわからないんですよ。言葉はよく聞くんですけどね。

この改定について反対するものじゃありませんが、勤勉手当というのはどういう趣旨のもので、どういうときに支給されて支給されないことがあるのかとかないのとか、どういう趣旨のものであるかということをやっと住民目線で説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

職員課長。

○職員課長（森 太君） 勤勉手当なんですけれども。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） すみません、休憩をとります。11時10分まで。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時10分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） それでは、引き続き答弁から行います。

職員課長。

○職員課長（森 太君） 大変失礼いたしました。上原議員の御質問なんですけれども、住民目線に立って勤勉手当の説明というところで、すみません、大変難しく捉まえておりましたので、簡単にというのが大変難しかったので、失礼いたしました。

勤勉手当、簡単に申し上げますと、その職員の成績ですとか能力によって評価をした上で支給をするボーナスの部分というところで御答弁とさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

上原議員。

○8番（上原 貢君） ありがとうございます。ということは、個人、一人一人この勤勉手当は違うわけですね。評価ですから、それぞれのね。

○議長（中村武弘君） 職員課長。

○職員課長（森 太君） おっしゃるとおり、個人、職員一人一人で成績が違うというところがございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

山口議員。

○6番（山口晃司君） すみません、1点、事業調整員ですね。これちょっと聞きたいなと思います。

○議長（中村武弘君） 職員課長。

○職員課長（森 太君） 現在、主任の職でやっております職務のところを、事業調

整員という新しい名称で置く職でございます。

ですから、現在の主任については３級の主任、４級の事業調整員というふうな２つに分かれるところでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君） 梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君） 先ほどの議員も特別職も一緒なんですけども、職員の期末じゃなかった、手当、６月期と１２月期と割合が一緒になりましたけども、何か理由が何かあるんでしょうか。これ全国共通だとは思いますが、何か一緒になった理由っていうのがありますか。

○議長（中村武弘君） 職員課長。

○職員課長（森 太君） 平準化ということで、額として６月期、１２月期で同じのほうがあるのも、もうほうとしてもわかりやすい。その後も計算がしやすいというところでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第９から日程第１３までの議案につきましては、先ほど可決いたしました第６２号議案、第６３号、第６４号の条例議案及び人事異動に伴う人件費補正が大半を占めておりますので、これらを除く項目を主体に質疑を進めることとしてよろしいでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） よろしいということでございますので、そのように進めてまいります。

日程第9、第56号議案、平成30年度府中町一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第56号議案 平成30年12月14日提出。

平成30年度府中町一般会計補正予算（第5号）

平成30年度府中町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,318万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億3,161万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君） それでは、第56号議案、平成30年度府中町一般会計補正予算（第5号）について、補足して御説明いたします。

第1条について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

10ページをござんください。歳入になります。

款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税、普通交付税は、9,758万8,000円の減額補正です。

普通交付税とは、町が標準的な行政を行うために必要な経費である基準財政需要額から町税等の収入の見込みである基準財政収入額を差し引いた額を財源不足額とみなし、それを基準に交付されるものですが、この財源不足額の一部はいわゆる第2地方交付税とも言われる臨時財政対策債に振りかえられる仕組みとなっております。

平成30年度の普通交付税の算定に当たり、財源不足額自体は予算に比べ1,000万円程度の増額となりましたが、それを臨時財政対策債に振りかえる際の補正係数が前年度に比べ大きくなったため、臨時財政対策債が増額となり、普通交付税が減額となったものでございます。

続いて、款 分担金及び負担金、項 分担金、目 土木費分担金の急傾斜地崩壊対策事業受益者分担金は、歳出、土木費に補正計上している急傾斜地崩壊事業に係る受益者分担金で、481万9,000円の増額補正です。自己負担率は5%でございます。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、節 児童福祉費負担金の児童手当等負担金は、歳出、民生費に補正計上している児童手当給付事業の特定財源で、409万円の増額補正です。負担率は年齢等の区分により異なりますけども、おおむね3分の2でございます。

続いて、母子生活支援施設負担金は、歳出、民生費に補正計上している福祉事務所（母子家庭等自立支援）事業の特定財源で、103万9,000円の増額補正です。負担率は2分の1でございます。

続いて、11ページになります。

項 国庫補助金、目 教育費国庫補助金、節 小学校費補助金のブロック塀対応臨時特例交付金は、歳出、教育費に財源振替を補正計上している小学校維持管理事業の特定財源で、312万1,000円の増額補正です。

平成30年6月に起こった大阪北部地震におけるブロック塀倒壊による死亡事故を受け、緊急改修を行った府中小学校及び中央小学校のブロック塀について、国の補正予算により予算措置がなされたため、増額をするものでございます。補助率は3分の1です。

節 幼稚園費補助金の幼稚園就園奨励費補助金は、歳出、教育費に補正計上している私立幼稚園就園奨励等事業の特定財源で、174万6,000円の増額補正です。補助率は3分の1です。

目 災害復旧費国庫補助金、節 土木施設災害復旧費補助金、土木施設災害復旧事業補助金は、歳出、災害復旧費に補正計上している土木施設災害復旧事業の特定財源で、2,533万3,000円の増額補正です。補助率は3分の2です。

続いて、河川施設災害復旧事業補助金は、歳出、災害復旧費に補正計上している河川施設災害復旧事業の特定財源で、100万円の増額補正です。これも補助率は3分の2でございます。

節 都市災害復旧費補助金、都市災害復旧事業補助金は、1,173万7,000円の増額補正です。歳出、災害復旧費に補正計上している土木施設災害復旧事業、災害廃棄物等仮置き場復旧工事のうち、堆積土砂排除事業分に充当されます。補助率は2分の1です。

節 災害廃棄物処理費補助金、災害廃棄物処理事業補助金は、4万2,000円の増額補正です。歳出、災害復旧費に補正計上している土木施設災害復旧事業、災害廃棄物等仮置き場復旧工事のうち、災害廃棄物処理事業分に充当されます。補助率は2分の1でございます。

続いて、款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、節 児童福祉費負担金、児童手当等負担金は、国庫負担金と同様に歳出、民生費に補正計上している児童手当給付事業の特定財源で、68万5,000円の増額補正です。負担率は年齢等の区分によって異なりますが、おおむね6分の1でございます。

続いて、母子生活支援施設負担金は、国庫負担金と同様に歳出、民生費に補正計上している福祉事務所（母子家庭等自立支援）事業の特定財源で、51万9,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

項 県補助金、目 土木費県補助金、節 土木管理費補助金、急傾斜地崩壊対策事業補助金は、歳出、土木費に補正計上している急傾斜地崩壊対策事業の特定財源で、6,106万7,000円の増額補正です。

目 災害復旧費県補助金、節 農業施設災害復旧費補助金、小規模崩壊地復旧事業補助金は、歳出、災害復旧費に補正計上している林業施設災害復旧事業の特定財源で、2,868万5,000円の増額補正です。補助率は2分の1でございます。

続いて、１２ページになります。

款 寄附金、項 寄附金、目 指定寄附金の指定寄附金は、１，８００万円の増額補正です。ふるさと応援寄附金の災害復旧支援金として申し出のあった寄附金に係る増額です。歳出、災害復旧費に補正計上している都市災害復旧事業費に全額充当されます。

款 繰入金、項 繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で不用となった一般財源を減額するもので、１３２万６，０００円の減額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、派遣職員給与費等負担金は、７６０万円の増額補正です。町から他の機関に派遣している職員については、町から給与等を支払い、その分を他機関から負担金として受け取っております。今年度新たに県消防学校に派遣する職員が要る等、人事異動に伴い増額となったものでございます。

続いて、消防団員退職報償金は、１６１万５，０００円の増額補正です。消防団員に退職報償金を支給することに伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額が町に支払われるものでございます。

続いて、１３ページです。

款 町債、項 町債、目 土木債、節 土木管理事業債、急傾斜地崩壊対策事業債は、歳出、土木費に補正計上している急傾斜地崩壊対策事業の特定財源で、３，０４０万円の増額補正です。起債充当率は１００％です。

目 消防債、節 消防事業債、防災無線事業債は、歳出、消防費に補正計上している防災行政無線事業の特定財源で、１，５２０万円の増額補正です。起債充当率は１００％です。

目 教育債、節 小学校事業債、小学校施設改修等事業債は、６２０万円の増額補正です。歳出、教育費に財源振替を補正計上している小学校維持管理事業の特定財源で、緊急改修を行った府中小学校及び中央小学校のブロック塀について、国の補正予算により予算措置がなされたため、補助裏の起債を措置するものです。起債充当率は１００％です。

目 臨時財政対策債、節 臨時財政対策債は、１億８００万円の増額補正です。普通交付税のところでも御説明いたしましたが、平成３０年度の普通交付税の算定に当たり、財源不足額の一部を臨時財政対策債に振りかえる際の補正係数が前年度に比べ

大きくなったため、増額となったものでございます。

目 災害復旧費、節 補助災害復旧事業債、土木施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費に補正計上している土木施設災害復旧事業の特定財源で、2,430万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

続いて、河川災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費に補正計上している河川施設災害復旧事業の特定財源で、50万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

節 単独災害復旧事業債、林業施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費に補正計上している林業施設災害復旧事業の特定財源で、2,860万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

続いて、土木施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費に補正計上している土木施設災害復旧事業の特定財源で、2,780万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

14ページから歳出になりますが、今回の補正は人事院勧告への準拠を主とした職員の給与関係費を計上していることから、職員給与費事業の補正が多岐にわたりますので、最初に一括して御説明させていただきます。

なお、申しわけございませんが、この職員給与費につきましては資料なしで説明させていただきます。

まず、給料についてですが、給料表の改定に伴う引き上げにより、243万5,000円の増額補正となりますが、育児休業や中途退職、休職等による減額の影響が大きく、合計で1,260万2,000円の減額となります。

職員手当等につきましては、一般職の期末勤勉手当を現行4.4月から0.05月引き上げることなどにより、768万4,000円の増額となりますが、先ほどと同様の理由によりまして、合計では1,548万円の減額となります。

共済費につきましては、給与改定分が128万7,000円の増額となりますが、同様に合計では329万9,000円の減額となります。

その他につきましては、三重県桑名市から当町に災害対応のため派遣されている職員の人件費で122万2,000円の増額でございます。

その他も加味いたしまして、職員給与費事業の補正総額は3,015万9,000円の減額となります。さらには、人事異動に伴う科目の変動等を反映しております。

以下、補正予算につきましては、職員給与費事業を除き御説明いたします。

14 ページです。

款 議会費、項 議会費、目 議会費、議会運営事業は、節 報酬、議員18人、30万3,000円の増額補正です。人事院勧告に準じ、議会議員の期末手当の支給割合を現行の4.4月分から0.05月引き上げ、4.45月としたことに伴い、必要な経費を増額するものでございます。

15 ページです。

款 総務費、項 総務管理費、目 人事管理費、人事研修事業は、会計年度任用職員制度移行支援等委託料151万2,000円の増額補正です。平成32年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が施行されるのに先立ち、例規の洗い出しや新規制定及び改定を初めとする新制度導入に際しての支援について、業務委託するために必要な経費を増額するものでございます。

続いて、庁舎維持管理事業は、合計1,798万4,000円の増額補正です。平成31年4月1日に実施する機構改革により、必要となる経費を増額するものでございます。

需用費、消耗品費は5万5,000円の増額補正です。課の名称等が変更になるための受付印に関する経費です。

物品修繕料は、709万3,000円の増額です。

内訳の主なものといたしましては、役場庁舎の電話機の移設、増設、電話交換機基盤の増設に要する経費が約430万円、そのほか福寿館の電話交換機設備の更新、シャッターつき保管庫の2階税務課から4階への移設、その他固定式書庫の移設等が内訳となっております。

施設修繕料は、330万3,000円です。

内訳の主なものといたしましては、2階の相談室2部屋を改修する経費が230万円余りで、そのほか1階に豪雨災害復旧支援室のパーティションを撤去する経費、1階印刷室を消費生活相談コーナーに改修する経費等でございます。

手数料は、35万8,000円の増額です。課や係の名称の表示板及び庁舎案内表示を修正するための経費でございます。

物品借り上げ料は、190万7,000円の増額です。引っ越し作業に必要となる台車やコンテナ等をレンタルするための経費でございます。

事務用備品は、１４万４，０００円の増額です。税務課の４階への移動に伴い、必要となる公印、レジスター、サイドチェア等を購入するための経費です。

施設用備品は、５１万２千４，０００円の増額です。１階に新設される消費生活コーナー及び２階に増設となる相談室２部屋。この計３部屋にエアコンを設置する経費が３６万７千円余り。そのほかに４階に税務課にローカウンターを設置する経費、書庫等新規購入備品の経費等でございます。

続いて、コミュニティバス運行事業は、コミュニティバス運行負担金１４万２，０００円の増額補正です。平成３０年度上半期の運行負担金確定に伴い、下半期について推計したところ、当初の見込みを上回ったため増額するものです。

経費増の要因といたしましては、システムの導入や整備工場設置による費用の増、職員給与のベースアップ等人件費の増額が挙げられます。

次は、１９ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の職員給与費事業の補正に伴い、不用となる一般財源を減額するもので、３万７千５，０００円の減額補正です。

続いて、国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業は、国民健康保険特別会計の職員給与費事業の補正に伴い、必要となる一般財源を繰り出すもので、２万３千１，０００円の増額補正です。

目 老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業は、後期高齢者医療特別会計の職員給与費事業の補正に伴い、不用となる一般財源を減額するもので、１万８千２百４，０００円の減額補正です。

続きまして、２０ページになります。

項 児童福祉費、目 児童措置費、児童手当等給付事業、児童手当等支給金は、５万４千６百円の増額補正です。児童手当の支給対象者が当初の見込みを上回ったため、増額するものでございます。特定財源として、国費及び県費の児童手当等負担金が充当されます。

続いて、目 母子福祉費、福祉事務所（母子家庭等自立支援）事業、母子生活支援施設入所者措置委託料は２万零七千９，０００円の増額補正です。当初１名を予定していた母子生活支援施設の入所者が、１名ふえて２名となったことによる増額です。特定財源として、国費及び県費の母子生活支援施設負担金が充当されます。

21 ページです。

項 災害救助費、目 災害救助費、被災者住宅支援事業、応急仮設住宅負担金は、107万7,000円の増額補正です。7月豪雨災害の被災者による応急仮設住宅、民間賃貸借住宅借り上げの提供については、現在6世帯の利用がありますが、このうち災害救助法の対象にならない一部損壊の2世帯について、町費での負担を行うため、増額するものでございます。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費、予防接種事業の各種予防接種委託料は、898万8,000円の増額補正です。予防接種事業において、4種混合、麻疹風疹混合、ヒブワクチン等の接種者数が当初の見込みを上回ったため、増額するものでございます。

続いて、22 ページです。

目 母子保健費、不妊治療費助成事業、不妊治療費補金は、185万円の増額補正です。不妊治療費補助金の申請が当初見込みを上回ったため、増額するものでございます。

次は、24 ページになります。

款 土木費、項 土木管理費、目 土木総務費、急傾斜地崩壊対策事業は、9,642万8,000円の増額補正です。

内容は、急傾斜地崩壊対策工事設計等委託料が2,752万8,000円、のり面崩壊対策工事が6,890万円です。

7月豪雨災害で被災した民有地のうち、国の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業や県の急傾斜地崩壊対策事業の対象となる箇所について設計及び工事を行うため、増額するものです。特定財源として、急傾斜地崩壊対策事業受益者分担金、県費の急傾斜地崩壊対策事業補助金及び起債の急傾斜地崩壊対策事業債が充当されます。

次は、26 ページになります。

款 土木費、項 都市計画費、目 公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金（負担）事業は、下水道事業特別会計の補正に伴い、不用となる一般財源を減額するもので、665万4,000円の減額補正です。

次の下水道事業特別会計繰出金（補助）事業は、下水道事業特別会計の補正に伴い、必要となる一般財源を繰り出すもので、82万2,000円の増額補正です。

続いて、27 ページです。

款 消防費、項 消防費、目 非常備消防費、消防団活動事業は、消防団員退職報償金 161万5,000円の増額補正です。消防団員を退職する方に対して、条例に基づき退職報償金を支給するものです。

なお、退職者は4名です。

目 災害救助費、防災行政無線事業、防災行政無線デジタル化整備事業は、1,525万1,000円の増額補正です。防災行政無線の屋外子局を2局増設するものです。特定財源として、消防債の防災行政無線事業債が充当されます。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費、小学校維持管理事業は、財源振替です。先ほど御説明いたしましたブロック塀倒壊による事故により、ブロック塀工事について国の補正により予算措置がなされたため、国庫補助金及び補助裏の起債について財源振替を行うものです。

なお、歳出予算については、緊急性が高かったため流用により対応し、平成30年9月には改修を終えております。

項 中学校費、目 教育振興費、中学校教育振興一般事務事業、選手派遣等補助金は、228万9,000円の増額補正です。府中緑ヶ丘中学校吹奏楽部の日本管楽合奏コンテスト全国大会や日本マーチングコンテスト中国大会などへの出場により、補助金の額が当初の見込みを上回ったため、増額するものでございます。

続いて、29ページです。

項 幼稚園費、私立幼稚園就園奨励等事業、私立幼稚園就園奨励費補助金は、523万9,000円の増額補正です。国の補助限度額の改定に合わせて町の補助限度額を改定し、保護者負担額の軽減を図ったことなどにより、補助金の支給額が当初の見込みを上回ったため、増額するものです。特定財源として、国費の幼稚園就園奨励費補助金が充当されます。補助率は3分1です。

続いて、30ページです。

款 災害復旧費、項 農林業施設災害復旧費、目 林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業は、5,737万円の増額補正です。

内容は、林道等災害復旧工事実施設計委託料が810万円、林道等災害復旧工事が4,927万円です。7月豪雨災害で被災した環境センター内蛇抜山のり面復旧工事に係る実施設計委託料及び工事費となります。特定財源として、県費の小規模崩壊地復旧事業補助金及び起債の林業施設災害復旧事業債が充当されます。

項 土木施設災害復旧費、目 土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業は、9,462万6,000円の増額補正です。

道路復旧調査委託料は、被災した御衣尾橋の復旧調査設計委託料で、2,072万8,000円です。

土壌分析調査業務委託料は、土砂等の災害廃棄物仮置き場となった揚倉下段及び環境センター下広場の土壌分析調査で、57万7,000円です。

公園等災害復旧工事実施設計委託料は、揚倉山及び水分峡森林公園の災害復旧工事の設計委託料で、1,091万7,000円です。

土木施設災害応急対応工事は、榎川護岸兼用町道6カ所の復旧工事で、3,800万円です。

災害廃棄物仮置き場復旧工事は、土砂等の災害廃棄物仮置き場となった揚倉下段及び環境センター下広場の復旧工事で、2,355万9,000円です。

施設用備品は、土砂搬入の際破損した揚倉下段の防球ネットを新規に整備するもので、84万5,000円です。

特定財源として、国費の土木施設災害復旧事業補助金、都市災害復旧事業補助金及び災害廃棄物処理費補助金、起債の土木施設災害復旧事業債が充当されます。

なお、7月補正予算で充当した指定寄附金については、都市災害復旧事業費に充当することとし、財源振替のため減額をしております。

目 河川施設災害復旧費、河川施設災害復旧事業は、150万円の増額補正です。河川施設災害復旧工事は、新宮川護岸の復旧工事になります。特定財源として、国費の河川施設災害復旧事業補助金及び起債の河川施設災害復旧事業債が充当されます。

続きまして、31ページです。

項 都市災害復旧費、目 都市災害復旧費、都市災害復旧事業は、3,600万円の増額補正です。平成30年7月豪雨により崩壊した民有地のがけや宅地擁壁の復旧費を補助するため、町の独自施策として府中町被災者斜面復旧事業費補助金を新設し、必要な経費を増額するものです。

なお、財源としては、全額府中町ふるさと応援寄附金の平成30年7月豪雨災害対策支援金を充当することとし、必要な財源振替をあわせて行っております。

次に、第2条について、第2表、繰越明許費により御説明いたします。

4ページにお戻りください。4ページです。

款 総務費、項 総務管理費、人事研修事業は、１５１万２，０００円の繰り越しです。歳入歳出補正予算で説明いたしました会計年度任用職員制度移行支援等委託料について、年度内に事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

款 土木費、項 土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業は、９，６４２万８，０００円の繰り越しです。歳入歳出予算補正で御説明いたしました急傾斜地崩壊対策工事設計等委託料及びのり面崩壊対策工事について、工期的に年度内に事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

款 消防費、項 消防費、防災行政無線事業は、１，５２５万１，０００円の繰り越しです。歳入歳出予算補正で説明いたしました防災行政無線デジタル化整備工事について、工期的に年度内に事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

款 災害復旧費、項 農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業は、１億６，９３７万６，０００円の繰り越しです。林道施設災害復旧工事のうち、本補正予算に計上した環境センター内蛇抜山のり面復旧工事の工事費４，９２７万円及び７月補正に計上した呉娑々宇林道復旧工事１億２，０１０万６，０００円について、工期的に年度内に事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

項 土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業は、８，２２８万７，０００円の繰り越しです。歳入歳出補正予算で御説明いたしました道路復旧調査委託料２，０７２万８，０００円、土木施設災害応急対応工事３，８００万円、災害廃棄物仮置き場復旧工事２，３５５万９，０００円について、工期的に年度内に事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

続いて、河川施設災害復旧事業は、１５０万円の繰り越しです。これも歳入歳出補正予算で御説明いたしました河川施設災害復旧工事について、工期的に年度内の事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

項 災害復旧費、都市災害復旧事業は、３，６００万円の繰り越しです。こちらについても、歳入歳出予算で御説明いたしました府中町被災者のり面復旧事業費補助金について、年度内に事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

次に、第３条について、第３表、債務負担行為補正により御説明いたします。

５ページをごらんください。追加です。

ふちゅう町議会だより印刷製本費は、平成３１年５月の編集作業に平成３１年４月

当初から直ちに着手するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間は、平成30年度から平成31年度まで、限度額は142万3,000円でございます。

広報ふちゅう印刷製本費は、ふちゅう町議会だよりと同様の理由によりまして、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は、平成30年度から平成31年度まで、限度額は780万7,000円でございます。

庁舎改修等業務委託料は、組織機構改革により役場庁舎2階に福祉保健部を集約することに伴い、町民が利用しやすい明るい役場創出のため庁舎改修等を行うもので、業者選定などの諸準備を行う必要から、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は、平成30年度から平成31年度まで、限度額は3,618万円です。

設定された限度額の積算の内訳ですが、会計室部分を除く2階の既存カウンター、総合案内カウンター及び記載台等を新しいものに改修。そのほか案内表示、課名等のサインの更新、ウェルカムボードの新設等、表示を更新いたします。

そして、2階床面の磁器タイル目どめ処理及びその上にタイルカーペットを新設ということの費用でございます。また、会計室既存壁の表層を変更、待合椅子を更新する。これらの全般設計及び工事管理その他の諸経費を加え、全体額にさらに消費税を加えたものが積算の基礎となっております。

全員協議会でも御説明いたしましたが、執行に当たっては民間事業者のノウハウを生かすため、プロポーザル方式を採用する予定としております。そのため、実際の執行内容については、この積算内容とは異なる可能性がございます。

県議会議員選挙ポスター掲示板設置等委託料は、平成31年4月7日に執行予定の広島県議会議員選挙において、立候補者ポスター用の掲示板を設置及び撤去するものですが、事業が複数年にわたるため、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は、平成30年度から平成31年度まで、限度額は79万7,000円です。

次の県議会議員選挙システム支援委託料も同様に県議会議員選挙に関する事項で、選挙人名簿や投票等に係るシステム運用の支援を委託するものでございます。

期間は、同じく平成30年度から平成31年度まで、限度額は48万7,000円です。

環境センター持ち込みごみ対応等業務委託料は、平成31年4月当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は、平成30年度から平成31年度まで、限度額は2,697万8,000円です。

家電4品目収集運搬業務委託料は、平成31年4月当初から直ちに業務を開始するため、先ほどのごみ対応業務委託料と同様に年度当初から準備が必要であるため、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は、平成30年度から平成31年度まで、限度額は22万9,000円です。

道路維持管理業務委託料は、道路の補修などに係る住民要望に対し、平成31年4月当初から即時に対応するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は、平成30年度から平成31年度まで、限度額は3,100万円です。

次に、第4条について、第4表、地方債補正により御説明いたします。

6ページをごらんください。追加です。

起債の目的は、防災行政無線事業が限度額1,520万円、小学校施設改修等事業が限度額620万円。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。当初予算の他の事業と同様となっております。

次に、7ページをごらんください。変更です。

急傾斜地崩壊対策事業の限度額は、補正前が1,550万円、補正後が4,590万円です。

臨時財政対策債の限度額は、補正前が6億7,800万円、補正後が7億8,600万円です。

林業施設災害復旧事業の限度額は、補正前が940万円、補正後が3,800万円です。

土木施設災害復旧事業の限度額は、補正前が2,200万円、補正後が7,410万円です。

河川施設災害復旧事業の限度額は、補正前が610万円、補正後が660万円です。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と補正後で変更は

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　ここで昼休憩といたしたいと思います。再開は１時から。休憩。

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

○議長（中村武弘君） 第５６号議案、平成３０年度一般会計補正予算（第５号）の質疑から行います。

それでは、歳出から質疑を行います。人件費補正以外では、15ページの目 人事管理費の人事研修事業、目 財産管理費の庁舎維持管理事業、目 コミュニティバス運営費のコミュニティバス運行事業で質疑を行います。

質疑ございますか。

岩竹議員。

○ 1 番（岩竹博明君） この予算とは直接は関係ないんですが、コミュニティバス運行事業ですよ。当初、私の認識では3, 800万円ぐらいからスタートしたんじゃないかと思うんですが、現在5, 054万円ですか。何回変わったかですね。予算の推移ですよ。何年間の間に何回変わってきたかというのを教えてもらいたい。

この運行事業は住民サービスですから、少々上がってもこれはもう絶対必要な事業ですからいいんですが、その変わり方ですね。これを教えていただきたい。

○議長（中村武弘君） 答弁。

総務部次長。

○総務部次長（大塚圭子君） 岩竹議員の御質問にお答えいたします。

運行の負担金なのですが、平成24年に2,400万円になっております。ことしの補正によって2,896万円となります。

今回、補正に上げさせていただいた運行負担金の増額補正なんですが、主な原因は人件費のベースアップ。運転手の給与ですね、のところで、あとは固定資産償却費。システムを導入されたりとかですね、整備工場設備をつくったりということで、つば

きバスについても案分して負担金を払っております。そちらの影響が大きいということでした。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

益田議員。

○9番（益田芳子君） すいません、庁舎維持管理事業なんですけども、先ほど債務負担行為の中でも庁舎改修事業等委託料のことにも触れられましたけども、この庁舎維持管理事業の中に照明等のそういった設備も入っておりますでしょうか。

○議長（中村武弘君） 答弁。

企画課主幹。

○企画課主幹（大神規正君） 照明等で通路等の部分については全体的な部分というところで、大規模改修でありますとかそういったところで、部分で考えておりまして、今回の中では照明という部分では相談室の照明であるとかですね、それからあと一番は案内表示。案内表示部分とかですね、それからあと窓口カウンター。窓口カウンターも2階の福祉課などは前に出ておりまして、ちょっとスポットはあるんですけど、やっぱりちょっと暗いというところで、そういったカウンター周り、案内表示であるとかそういうカウンター周りのところについては、今回の改修の中で考えていこうと思っております。

全体的な部分、廊下部分等については、ちょっと今回はそこまでちょっと手を加えないということで、やっぱり全体のところも大事なんですけども、やっぱり一番お客さんと接する部分というところにちょっと重きを置いて今回はさせていただくような形で考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 益田議員。

○9番（益田芳子君） すみません。それと、2階正面入り口のところに電子板の案内ボードがございますけども、これも今のような形で案内をされるのでしょうか。何かまた別な方法で案内板をつくるということではないですか。

○議長（中村武弘君） 企画課主幹。

○企画課主幹（大神規正君） 今の案内表示につきましては、基本的に一体的にと考えておりまして、その部分につきましては、プロポーザルの中でまた事業者さんのアイ

デアをいただきながらちょっと考えていくようにというところで、既存、使えるところは使いますが、やはり抜本的にちょっと一体的に変えたいというところがありまして、そういう中でちょっと考えていきたいなというふうに思ってます。

具体的には今まだちょっと具体的にお答えできないんですけど、すみません、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

西議員。

○12番（西 友幸君） コミュニティバスなんですけど、年々ちょっと合わなくなってきたんですよね。車も新しくまた導入せんといけん時期も来ると思うんですよね。これちょっと50円ぐらいアップというのは難しいんでしょうかね。ちょっとだけね。

○議長（中村武弘君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） コミュニティバスのワンコインを見直したらどうかという御質問ですよ。

今現在、コミュニティバス、府中町の全域の町域全体のコミュニティバスを含めて、公共交通の最適化を公共交通協議会で御検討いただいております。その中でどういうふうなサービスが展開できるんかいう中で、やはり考えていく必要があるんだろうと思います。

一般論ですが、一般論。出発ワンコインで始まったんですよ。それから消費税が各段階上がってるんです。そのたびにワンコインを維持すると、事実上値下げをずっと続けるとということなんです。これは続けるわけにはいかんのだろうというのが一般論です。ただし、全体のサービスの中でそこは検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に少し飛んで20ページ、目 児童措置費の児童手当等給付事業、目 母子福祉費の福祉事務所（母子家庭等自立支援）事業での質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） なければ、次に２１ページの目 災害救助費の被災者住宅支援事業、目 予防費の予防接種事業で質疑ございますか。

山口議員。

○６番（山口晃司君） １３番の各種予防接種委託料で、ちょっと直接的に予算には関係ないんですが、実はうちの妻がこのたび福寿館で母子手帳と父子手帳をもらってきてくださいまして、そのときは丁寧な説明をしていただいたということでありがとうございました。

その中でやっぱりあれを調べたんですよ、風疹ワクチン。うつさないようにねということで調べてみたんですが、府中町のホームページには成人の風疹ワクチンの一部助成をしますっていうページがあるんですが、今説明では風疹麻疹の混合ワクチンも対象になるということで、今風疹のワクチンがないんですよ。病院に行ったら、風疹のワクチンはないけど風疹麻疹の混合ワクチンならありますっていう説明を受けます。

何でかっていうと、これ値段が違うかららしいんですけど、恐らく府中町の風疹、成人の予防ワクチンの対象には、風疹麻疹の混合ワクチンも対象に含まれるんだろうと思いますが、その辺ホームページで調べたときに、それがもう風疹麻疹の混合ワクチンも対象なんだよっていってもう素人が見てもわかるような表示をしていただきたいと思うんですが、どうですかね。

○議長（中村武弘君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長西弘子君） ただいまの御質問、御意見なんですけれども、ホームページのほうに成人の妊婦さん、妊娠を希望される方とか妊婦さんの御家族の方へ向けての風疹の予防接種については御案内しております。

言っていたように、風疹の単体のワクチンはもちろん、麻疹風疹の混合のワクチンも対象としておりますが、助成金額は同じ額になっております。そのあたりがはっきりわかるようにちょっと表示を、表現を検討したいと思います。ありがとうございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） なければ、次に２２ページの母子保健費の不妊治療費事業で質疑ございますか。

益田議員。

○ 9 番（益田芳子君） 見込み人数よりも若干ふえたってということなんですが、ちょっと人数的なものを教えていただけますでしょうか。

○議長（中村武弘君） 答弁。

保険年金課長。

○保険年金課長（森本雅生君） 今年度については年間 100 件程度を想定しておりましたが、10 月末の時点で既に 58 件ほど給付をしております。10 月末 58 件。過去 2 年間の実績でいきますと、当初の 7 カ月よりも後半の 5 カ月のほうが給付件数が多いものですから、今年度については当初の 58 件程度、今年度においても残りの 5 カ月になりますが、前半の 7 カ月よりも同程度ぐらいは給付が出るだろうということで、116 件程度ということで想定をしております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、少し飛んで 24 ページの目 土木総務費の急傾斜地崩壊対策事業での質疑ございますか。

西議員。

○ 12 番（西 友幸君） その前ちょっと 1 点だけ。さっき商工費説明受けましたかね。1 個上の 24 ページの一番上、上段。

○議長（中村武弘君） それは除いております。

○ 12 番（西 友幸君） 除いってですね。

○議長（中村武弘君） 職員給与費。

○ 12 番（西 友幸君） 下を行います。これの説明は後であるんですかね、商工費。

○議長（中村武弘君） 急傾斜地はいいです。

○ 12 番（西 友幸君） 説明ないんです。ほいじゃあ、8 の土木費聞きます。8 の土木費です。

○議長（中村武弘君） すいません、急傾斜地、24 ページ。

○ 12 番（西 友幸君） 24 ページの 8 番。

○議長（中村武弘君） 急傾斜地崩壊対策事業です。

○ 12 番（西 友幸君） そうそう。それでね、要するに土木総務費の一番最後のとこ

で、急傾斜地の設計委託料がぶち高いと思うんですよ、私は。要するに、普通工事代に比べて、仮に建築なんかで言うと、大体基本的に設計料とか委託料というのは大体7%ぐらいが普通で、ちょっと難しいんで言っても10%前後ぐらいなんですよ。

これは今逆算して割り算すると、2.5ぐらいあるんですよ、工事代の設計料が。設計料こんな高くちゃね、やっとなんか、ほんま、現実論として。工事にすごい人使うし、設計というのはそんな人を使わん、全部コンピューターで計算するだけですからね、ちょっと見に行ってから。ここらあたりどう町のほう考えとってですかね。

私、例えば建て売りやっても、設計料というのは7%ぐらいしか払ってないですよ、本当。ちょっと常識超えとるんじゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中村武弘君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） ただいまの西議員からの御質問で、急傾斜地崩壊対策事業の設計委託料ということで2,752万8,000円計上させていただいております。

確かに1件当たりで考えるとちょっと太い金額なんですけど、これ3件分の金額を計上させていただいております。1件当たりで言うと、御指摘がありましたように大体工事費に対して、工種によって違うんですけども、10%前後の委託料で大体できるんじゃないかという想定をとりなんですけど、この計上させていただくのは3件分ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（中村武弘君） 手を挙げて言ってください。

西議員。

○12番（西 友幸君） 下ののり面对策工事というのは3件分です、これ。

○議長（中村武弘君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 対策工事、今回の急傾斜地崩壊対策事業についての工事費が6,890万円と、それに対して委託料が2,752万8,000円ではないかという御質問だと思うんですけども、急傾斜地崩壊対策事業自体の全体の件数が15件ございます。今回、設計委託するものが3件と。工事するものが4件の急傾斜地崩壊対策事業費6,890万円の計上ということで、リンクしているわけではございませんので、その辺の御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村武弘君） 西議員。

○12番（西 友幸君） 4件いうたらまだ件数大きいんやね。これ、3件の委託料払

っとるわけやろ、設計に。4件いうたらまだ大きいよね、3件よりね。ちょっと逆に3件より大きいのもまた疑問が出るね。4件でこれ割り戻したら何ぼになる。何倍ぐらいに。

○議長（中村武弘君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） この事業費自体ですね、1件当たりの事業費が2,000万円から2,500万円ぐらいの事業費でございます。

委託料がその場所によって違うんですけども、500万円から1,000万円とちょっと幅があります。それは工法によって委託料が変わってまいります。おっしゃられる一般的な急傾斜地の委託で言いますと、2,000万円に対して大体500万円程度。今回、ちょっと大きい地がけの国の今回の査定を受ける、支援を受けるところの場所が、大体3,000万円弱の工事費に対して1,000万円の委託料が必要であるということで現在計上されております。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） 西議員。

○12番（西 友幸君） 私が最初にちょっと言っとった約3割からぐらいになるんじゃないかいうてさっき一番最初質問させてもうたんじやが、それがちょっと高いんじゃないんですかいう当初の質問だったんですよ。

それで、部長としてどう思われますかいうことを聞きよるんですが、私は高い思うんだけど、そこを聞きたい。

○議長（中村武弘君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 今回の急傾斜地崩壊対策事業。災害ということがまず1つございました。崩落の大きさがいわゆる事前調査を行った後に設計を上げていくこれまでのやり方と少し違いまして、現場調査と設計がワンセットになっているということで、通常よりも若干高目になっているという印象は私も受けております。

しかしながら、この急傾斜地崩壊対策事業につきましては、広島県とも協議しながら、この工法でいけば安全に工事ができるだろうということの助言をいただきながらの設計というふうに理解をいたしました。

若干高いという御指摘はあると思うんですけども、少し私も高いなと思うんですけど、その辺の調査費と設計費が含まれてるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に少し飛んで２７ページの目 非常備消防費の消防団活動事業、目 災害対策費の防災行政無線事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に２８ページ、項 小学校費の小学校維持管理事業と、項 中学校費の中学校教育振興一般事務事業での質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に２９ページの目 幼稚園費の私立幼稚園就園奨励等事業での質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に３０ページ、目 林業施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業、目 土木施設災害復旧費の土木施設災害復旧事業、目 河川施設災害復旧費の河川施設災害復旧事業での質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に３１ページ、目 都市災害復旧費の都市災害復旧事業での質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

１０ページから１３ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

山口議員。

○６番（山口晃司君） すいません、１３ページの町債で、臨時財政対策債についてちょっとお伺いしたいんですが、臨時財政対策債、本来なら地方交付税でもらうべきところを国もお金がないということで、一旦町のほうで肩がわりに借金して、また交付税措置で返してってもらう性格のお金だというふうには説明を受けたことがあるんですが、ちょっとさっき何回か出てきたんで調べたら、いろんな自治体でちょっと臨時財政対策債の残高が結構膨れ上がってるところもあるっていうふうに出てきたんですけど、府中町は大丈夫ですかね。

○議長（中村武弘君） 答弁。

○財政課長（胡子幸穂君） 臨時財政対策債の残高でございますけれども、第５６号議

案の３７ページに地方債の補正後の当該年度末現在高という表がございます。

一番下に臨時財政対策債とございますけれども、当該年度末の現在高の見込み額、補正後の額が一番右側の段になっております。８４億６，４７７万９，０００円というふうになっております。

この臨時財政対策債償還については、１００％交付税の基準財政需要額に算入されるということで、徐々にふえてきてはいるんですけれども、課題であるという受けとめはしておりません。

以上です。

○議長（中村武弘君） 山口議員。

○６番（山口晃司君） １００％償還していただけるという話なんですけど、１０億円借りて１０億円償還してもらったら、ゼロになって８０億円まで膨れ上がることはないと思うんですよ。

臨時財政対策債って自治体からしたら、それがないと予算が組めない性質のお金で、借りないわけにはいかないですよ。ということは、国からしたらね、やっぱりこの言い方悪いかもしれないですけど、自治体の闇につけ込んだ借金の押しつけ。しかも、返す返すと言いながら８０億円まで膨れ上がるまで、あるとき返しの催促なしのみたいな印象を受ける。

やっぱりこれは町民にとってあんまりね。そうじゃないですか。皆さんいろいろ本来なら町民に対して福祉にお金をかけたいところをちょっとずつ我慢してもらっていろんなものの償還に充てて公債費を返していく中で、こっちは国からの押しつけでどんどん、どんどん借金が膨れ上がっていくというのは、やはり町民に何らかの説明はしていかないといけないし、やっぱり国民としたらどっちの借金でも結局はみんなの借金なんであれなんですけど、やっぱり町としては町民にこっちで８０億円ぐらいまで膨れ上がったその償還費も含めていろいろ我慢させてもらってる、余りいい性質のやり方ではないんじゃないかなという、これはもう感想にします。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

町長。

○町長（佐藤信治君） 今、８６億円残高あるのは、ありますよ。これ返していくのに２０年ですかね、臨時財政は。当年度２０年かけて返していく。返していくお金が基準財政需要額に算入されるんで、この８４億円が積み積み国の方がどういう

んか、値切って残ってるんじゃないんですよ。これを返すための基準財政需要額に全部算入される。

だから、町にとっての財政の毀損してる残高ではないんです。ここが大きいからといって住民サービスを、ちょっと臨時財政対策債がようけ返さにゃいけんけ、これ我慢してねって、そういうことありません。

ただし、おっしゃられるように、地方、国を通じて借金まみれになっているのは確かなんです。地方財政全体で言えば、深刻な状態です。それは国、地方含めて財政を再建していくというのは喫緊の課題だというふうに思います。

ですが、町にとってはこれをもって行政サービスを節約するとか、カットするとかいうことはございませんというふうに理解してください。

○議長（中村武弘君） 山口議員。

○6番（山口晃司君） 理解はしました。

でも1点ね、本当に返せるお金があったら、20年とか言わずに毎年毎年でも返せてるはずなんですよ。ですからね、やはりじゃあ20年後にゼロになるかどうかというのは本当に誰も保証はないわけで、やっぱりそれは町民としては、借金は借金というのはやっぱり思っとなきやいけないんだろうな、知っとなきやいけないんだろうなと思います。

○議長（中村武弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に4ページの第2表、繰越明許費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に5ページの第3表、債務負担行為補正で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に6ページ、7ページの第4表、地方債補正で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第10、第57号議案、平成30年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第57号議案 平成30年12月14日提出。

平成30年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成30年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億452万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細の説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(戸田秀生君) 第57号議案、平成30年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、補足して御説明いたします。

それでは、第1条について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 県支出金、項 県補助金、目 保険給付費等交付金、節 特別交付金、特別調整交付金市町村分は、３２万４，０００円の増額補正です。歳出、総務費の国民健康保険一般事務事業に係る特定財源で、補助率は１０分の１０でございます。

６ページをごらんください。歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、国民健康保険一般事務事業は、国民健康保険システム改修委託料３２万４，０００円の増額補正です。平成３０年度の国保制度改正、県単位化に伴う国保事業報告システム、療養給付費負担金、財政調整交付金の回収に必要となる経費です。特定財源として、県支出金の特別調整交付金市町村分が充当されます。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は人件費補正を除く５ページの歳入と６ページの歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第１１、第５８号議案、平成３０年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第５８号議案 平成３０年１２月１４日提出。

平成３０年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第３号）

平成30年度府中町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ186万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,353万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細の説明は、引き続き企画財政部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君） 第58号議案、平成30年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足して御説明いたします。

それでは、第1条について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

6ページをごらんください。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、一般会計からの繰入金は、583万2,000円の減額補正です。本補正予算で不用となる一般財源について減額するものです。

款 町債、項 町債、目 災害復旧費、節 下水道施設災害復旧事業債の下水道施設災害復旧事業債は、770万円の増額補正です。平成30年7月豪雨において、7月10日に発生した榎川の氾濫に伴い、府中排水区に土砂が流入し、排水とともに府中ポンプ場に堆積しました。ポンプ場の運転に支障を来さないよう、至急しゅんせつを行う必要があり、そのために必要な経費1,274万円を7月補正に計上して、急遽しゅんせつを行ったところであります。

この経費について、通常しゅんせつ分を除いた部分について起債の充当が可能であることから、下水道施設災害復旧事業債を増額するものです。起債充当率は100%です。

8 ページをごらんください。歳出です。

款 災害復旧費、項 下水道施設災害復旧費、目 下水道施設災害復旧費、下水道施設災害復旧事業は、下水道施設災害復旧事業債の増額に伴う財源振替で、補正額はありません。

次に、第2条について、第2表、地方債補正により御説明いたします。

3 ページにお戻りください。追加です。

起債の目的は、下水道施設災害復旧事業が、限度額770万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、当初予算の他の事業と同様となっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は人件費補正を除く6ページの歳入と8ページの歳出を一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に3ページの第2表、地方債補正で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第12、第59号議案、平成30年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第59号議案 平成30年12月14日提出。

平成30年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億47万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

本件補正予算は、歳入でさきに議決をいただきました職員給与費の改定に伴う増減の補正でございます。一般会計補正予算で一括して御説明させていただきました。歳入につきましても、これに伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減額でございます。よって、補足説明はございませんので、御理解ください。

以上です。

○議長（中村武弘君） 本案は、人件費補正のみでございますので質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第13、第60号議案、平成30年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第60号議案 平成30年12月14日提出。

平成30年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ182万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,962万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

本件補正予算も、歳出では職員給与費の減額の補正でありまして、歳入につきましてはこれに伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減額でございます。よって、補足説明はございませんので御理解ください。よろしくお願いします。

○議長(中村武弘君) 本案は、人件費補正のみでございますので質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第14、第65号議案、府中町自転車等駐車場条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第65号議案 平成30年12月14日提出。

府中町自転車等駐車場条例の一部改正について。

府中町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございます。向洋駅周辺土地区画整理事業の工事進捗に伴い、府中町向洋駅前自転車等駐車場を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

詳細についての説明は、生活環境部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長(金光一隆君) 府中町自転車等駐車場条例の一部改正について、補足

説明をさせていただきます。

第65号議案参考資料をごらんください。

1の改正趣旨でございますが、向洋駅周辺土地区画整理事業の工事進捗に伴い、南口に設置しています向洋駅前自転車等駐車を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

2の改正事項の概要ですが、向洋駅周辺土地区画整理事業において、平成31年度に実施する向洋駅南口周辺の雨水管理設工事に伴い、長期間周辺道路の交通規制等が実施されることにより、利用者の安全面及び利便性の確保が困難となること、また平成32年度から予定されています画地整備の対象区域となっていることから、平成30年度中に向洋駅北口自転車等駐車を拡張整備した上で、南口の向洋駅前自転車等駐車を廃止するものでございます。

向洋駅周辺の駐輪対策の状況についてでございますが、現在、駅周辺には町施設として南口に自転車125台、バイク20台、合計145台、北口に自転車150台、バイク50台の合計200台の駐車を設置し、管理運用しております。

また、南口には、民間事業者による駐輪施設も設置されており、駅周辺の駐輪対策につきましましては、一体となって実施をしているところでございます。

このたび、南口の向洋駅自転車等駐車の廃止に伴い、向洋駅北口自転車等駐車場に現在の駐車台数に加え、廃止する駐車場と同等の面積分を拡張し、駐車台数を確保することとしております。

また、南口にあります民間事業者の駐輪場においても、駐車台数には余力があることを確認をしております。

引き続き駐車の利用啓発等駅周辺の駐輪対策に努めてまいります。

3の施行期日は、平成31年4月1日です。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第15、第66号議案、府中町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第66号議案 平成30年12月14日提出。

府中町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

府中町下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございます。下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

詳細な説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 府中町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、補足して説明させていただきます。

第66号議案参考資料をごらんください。

1、制定の理由でございます。

現在、国から都道府県並びに人口3万人以上の市区町村の公営企業について、地方公営企業法の適用による公営企業会計へ移行するよう、平成32年4月から実施できるよう求められているところでございます。

これを受けまして、町においても下水道事業への法適用の必要性を検討した結果、より機動的かつ能率的な事業運営と経営の計画性、透明性の向上を図るため、法適用

を決定いたしました。

また、法適用により 5, 0 0 0 万円以上の工事請負契約など、議会の議決を要しないものが一部出てまいりますが、経営判断の能率性、機動性を損なわない案件につきましては、従前どおり議会の関与を確保しながら、事業管理者の自主性を最大限発揮できるよう、主として法の財務に関する規定のみを適用する一部適用を採用することといたしました。

本条例は、下水道事業の設置等に関して必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

2、条例の概要でございます。

(1) 第3条、地方公営企業法の規定の適用範囲についてでございます。

地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定により、当町の下水道事業に法に規定する財務に関する規定等を適用するものといたします。

(2) 第4条、経営の基本についてでございます。

下水道事業は、常に経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営いたします。

また、その経営の規模は、下水道法に基づく事業計画に定める排水区域及び処理人口といたします。

(3) 第5条、重要な資産の取得及び処分についてでございます。

予定価格が 7 0 0 万円以上の不動産等の買い入れ、譲渡、または不動産の信託の受益権の買い入れ、譲渡につきましては、予算で定めなければならないものと規定しております。

(4) 第6条、議会の同意を要する賠償責任の免除についてでございます。

職員が故意または重大な過失により本町に与えた損害について、1 0 万円以上の賠償責任を免除するときは、議会の同意を得なければならないと規定しております。

(5) 第7条、議会の議決を要する負担つき寄附の受領等についてでございます。

負担つき寄附または贈与の受領につきましては、1 0 0 万円以上のものを議会の議決を要するものと規定いたします。

また、法律上本町の義務に属する損害賠償の額の決定で、1 0 0 万円を超えるもの及び交通事故のうち人身事故に係る損害賠償額の決定で、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額を超えるものも議会の議決を要するものと規定いたします。

(6) 第8条、業務状況説明書類の作成についてでございます。

地方公営企業法第40条の2の規定による業務状況説明書類につきましては、毎年度、半期ごとに作成しなければならないものと規定いたします。

(7) 第9条、会計事務の処理についてでございます。

下水道事業における会計事務のうち、現金及び有価証券の出納、保管に係る事務は、会計管理者に行わせるものといたします。

3、施行期日でございます。

平成31年度予算から公営企業会計へ移行するため、平成31年4月1日から施行するものといたします。

4、附則に定める本条例の施行に伴う関係条例の改廃でございます。

(1) 下水道事業会計設置に伴う府中町下水道事業特別会計設置条例の廃止でございます。

(2) 府中町監査委員条例の一部改正でございます。

改正内容は、決算等の審査及び公金の収納等の監査の対象に、地方公営企業に係るものを追加し、また現金出納の検査日を毎月15日から毎月20日に改めるものでございます。これは法適用により経理状況の報告資料の提出期限が毎月20日となることによる改正でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

それでは、まず原案反対者からの討論を行います。

原案に反対の方。

7番二見議員。

○7番（二見伸吾君） 第66号議案、府中町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてに反対し、討論をいたします。

本条例の柱は、企業会計の導入と地方自治法の適用除外です。問題は後者、地方自治法第96条に定められた議決事項が適用除外されることにあります。議会議決が不要になるのは契約の締結、財産の交換、不動産の信託、財産の取得及び処分などです。

議会の議決が不要ということは、住民の代表である議会がチェックできないということとであります。これらの項目について、住民にとって利益になるのか、そうでないのかを議会が論議をし、判断することができない。これは大きな問題であります。

今回、提案の下水道事業設置条例は町独自のものではなく、全国で大同小異の条例がつくられています。恐らく総務省が条例モデルをつくり、それを各自治体がアレンジしているんでしょう。このように、本条例案は町の下水道事業の必要性から提案されているのではなく、いわば国から押しつけられているものであります。

各地の自治体の条例で共通しているのは、議会の承認が必要な事項を、１、重要な資産の取得及び処分、２、賠償責任の免除、３、負担付きの寄附の受領等の３つに限定していることです。逆からいえば、それ以外は議会の承認が要らなくなります。先ほど述べたように、地方自治法９６条の縛りから自由になるわけです。

不動産の譲渡については「予算で定めなければならない」とありますので、議会のチェックは一定働きます。

しかし、水道法の改定で有名になりましたコンセッション方式は、資産の売却ではなく、運営権の売却、委託ですので、本条例が制定された後は議会の同意は不要になります。

下水道法第３条、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。同２０条、公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水を使用する者から使用料を徴収することができる。以上の条文があるので、現行の下水道法の下ではコンセッション方式すなわち運営権の売却はできないと建設部から伺いました。

しかし、水道法が変えられたように、下水道法もまた変えることができます。

政府が閣議決定をした日本再興戦略２０１６において、公的サービス、資産の民間開放が「新たなビジネスチャンスの創出、民間の知恵を活用した住民サービスの向上、効率化の促進による公的負担の軽減という、まさに一石三鳥の取り組み」だと述べ、空港や文教施設、有料道路、水道、下水道、公営住宅などをその対象として挙げています。

ことし６月、自治体に公営事業売却を促すＰＦＩ法改正案が成立しましたがけれども、この法律改定は自治体がコンセッション方式の導入をしやすくするためのものであります。

このように政府が民営化、コンセッション方式の導入を進めてきたこととリンクをし、連動しているのが、今回町が提案をしている下水道事業設置条例なんです。

総務省の作成した下水道事業についての現状と課題という資料があります。そこには、下水道事業を含む公営企業の経営について、収入は減るが支出はふえる。特に、中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取り組みだけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる。

だから、１、事業そのものの必要性、公営で行う必要性、２、事業としての持続可能性、３、経営形態（事業規模、範囲、担い手）という３つの観点を踏まえて、Ａ、事業廃止、Ｂ、民営化、民間譲渡、Ｃ、広域化、Ｄ、民間活用という４つの方向性を基本としながら抜本的な改革を検討せよと、このように各自治体に迫っているわけがあります。

府中町には、コンセッション方式を含む民営化を進める意志はないと思いますけれども、政府は今示した文書にあるとおり、明確に民営化を志向しております。

今回の条例制定がそうであるように、国の方針によって条例もまたつくられます。今回の条例ですぐさま府中町の下水道が民営化になる。そのようには決して思いません。しかし、議会のチェック機能は著しく低下することは明らかであります。

宮城県は上下水道、工業用水の水道３事業を、浜松市は一部下水道施設を既にコンセッション方式採用しております。今後、さらに浜松市は上下水道をコンセッション方式に変える方針を持っています。水道法改定案が成立した今、上水、下水セットでコンセッション方式の導入が加速することになるでしょう。

私は、今も申したように府中町が下水道を単独で民営化する。このようなことは想定をしておりません。心配なのは、広域化によって上水道と同じように広島市下水道と一体化をし、その合併した広島市が上下水道のコンセッション化、民営化をすると、このことを心配してるわけであります。

事業統合初め施設の共同化、管理の共同化などの広域的な連携は総務省が強く推進しているところであります。広島市との共同、合併はさほど難しくないというよりも、今後、共同化への圧力が強まってくるのではないかと思います。

府中町が下水道事業を広島市と合併し、広島市がコンセッション方式を導入しようとしたとき、府中町は独自の立場を貫くことができるのか、ここを私は心配しているわけであります。少なくとも議会は下水道事業が上水とともに合併されてしまえば、

この問題に対して議決をする権限も奪われてるわけです。

今回の条例案は、こういう流れ、民営化、コンセッション化へ向けての1丁目1番地なのであります。

合併するかもしれない広島市はどうなのか。

広島市は2014年、公営企業のあり方検討会と下水道局（包括的民間委託）検討チーム、これを設置をいたしました。あり方検討会は、2016年4月から広島市西部浄化センターに包括的民間委託を導入するという方針を決めました。

フランス系外資のヴェオリア・ウオーター・ジャパンと昭和エンジニアリングのジョイントベンチャー、ヴェオリア昭和広島市西部浄化センター維持管理包括委託業務共同企業体と、これが3年間29億3,000万円で包括委託業務を広島市と契約をいたしました。

フランスの水メジャー、ヴェオリアは、広島市以外にも埼玉県で下水道の維持管理に関する包括的権利、千葉県で下水道施設、福岡県と熊本県で上水道施設の維持管理を請け負っており、同様の影響力がほかの自治体にも拡大中であると、このように言われております。

ヴェオリアは、世界の約7,500カ所で浄水場や下水処理場を管理し、廃棄物処理や再生可能エネルギー事業も手がけ、2015年の売上高は250億ユーロ、約3兆円だそうです。このヴェオリアとスエズ、テムズウオーター。この3社が世界の三大メジャーと、これらはウオーターバロンと、水男爵と呼ばれているそうです。

広島市は、下水道局（包括的民間委託）検討チームを既に設置し、広島市西部浄化センターだけとはいえ、ヴェオリアへの包括委託業務を進めております。

また、このヴェオリアが放射線量が低いごみの処理事業を日本で始める計画、これを明らかにしました。多くの原子力発電所が廃炉になるために需要は旺盛だと判断したと。最高経営責任者、CEOのフレロ氏は、日本の水道料金は安くできるとも語り、自治体との契約獲得に意欲を示したと、2016年4月16日付の日経新聞で伝えております。

民営化によって料金が上がるほか、さまざまな弊害が起こります。

アメリカのジョージア州アトランタ市では、スエズ社の子会社によって水道事業が運営されていきました。しかし、配水管が損傷したり、泥水が地上に噴出したりして、上水道の配水が阻害されてしまい、しかも復旧対策が大幅におくれたことがある。そ

の水道会社は、事業引き継ぎの際に自治体からの情報提供が十分でなかったと弁明したが、民営化によるコストカットが行き過ぎて、水道管を復旧できる技術者が不足していたおそれがあったということで、アトランタ市は水道事業を２００３年に再公営化したそうです。

そして、下水道情報という雑誌が、業界専門誌があるんですけども、そこに世界の民営化水道２３５事業が再公営化と、こういう記事がございました。そこには次のように書かれています。

世界の民営化水道の実態を調査している公共サービスリサーチ連合によると、２０００年から２０１５年３月末までの１５年間に世界３７カ国で民営化された２３５水道事業が再公営化されたと公表していると。再公営化の流れは資金不足の途上国だけではなく、先進国でも確認されているということで、パリ、ベルリン、アトランタ、インディアナポリス等名前が挙がっております。

そして、この記事は再公営化の理由、次のように挙げています。

事業コストと料金値上げをめぐる対立、投資の不足、水道料金の高騰、人員削減と劣悪なサービス体制、財務の透明化への欠如、民間事業者への監督の困難さ。これは決して上水道に限った話ではないと思います。ですから、だからこそ下水道情報という業界誌にこういう記事が載ったんだと思うんですね。

以上、本条例案が議会の権限を奪い、その先にコンセッション方式という民営化があるという点から反対であることを再度表明して討論を終わります。

○議長（中村武弘君） 原案賛成者の討論を行います。

原案賛成の方おられませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員１６名で、採決に加わる者１５名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村武弘君） 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村武弘君） ここで休憩をとりたいと思います。２時２０分。休憩。

（休憩 午後 ２時０８分）

（再開 午後 ２時２０分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村武弘君） 日程第１６、第６７号議案、広島県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第６７号議案 平成３０年１２月１４日提出。

広島県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について。

広島県市町総合事務組合規約を次のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、構成団体の名称変更に伴う広島県市町総合事務組合規約の変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 第６７号議案、広島県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてを補足して説明いたします。

第６７号議案参考資料をごらんください。

１、提案理由です。

広島県市町総合事務組合の構成団体が名称変更を行いますので、これに伴い関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

２、規約変更の概要は、広島県市長総合事務組合の構成団体である「宮島競艇施行

組合」の名称が、平成３１年４月１日から「宮島ボートレース企業団」に変更されるため、規約別表１と別表２に記載してある団体名の変更を行うものです。

３、施行期日は平成３１年４月１日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

西議員。

○１２番（西 友幸君） すみません、ちょっとお聞きしてみるんですが、府中町が総合組合の組合員ということですよ。だから、言うてこられたと。

組合員であるということは、宮島ボートレースから配当金みたいな多少府中町も入りよるんですかね。私、今までそういうのは聞いたことないけ、最近聞くと全然入りよらん。これやっても府中町何のメリットもないよね。単に承認いうだけのことで理解していいんですかね。

○議長（中村武弘君） 答弁。

職員課長。

○職員課長（森 太君） 組合からそういった配当というものはございません。よろしくお願いします。

この組合に加入しているところなんですけれども、ちょっと中身につきましては、この組合は退職手当の支給に関する事務ですとか公務災害の補償に関する事務ですとかということの一部事務組合ということですので、そういったことを行っていただいとるところでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第17、第68号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第68号議案 平成30年12月14日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細な説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 第68号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明いたします。

次のページの第68号議案参考資料をごらんください。

工事名は、林道等災害復旧工事（その2）。工事場所は、府中町石コロヒ、林道呉娑々字線でございます。契約金額は、9,714万6,000円。契約の相手方は、広島市西区東観音町24番26号 広建産業株式会社でございます。仮契約日は、平成30年11月29日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から平成31年3月29日までとさせていただきます。

それでは、工事概要について御説明させていただきます。次のページの第68-1号議案参考資料、A3の平面図をごらんください。

工事場所は、林道で目安になるものがないため、位置の把握が少し難しいかと思い

ますが、揚倉山健康運動公園上の林道入り口から約４キロの場所にあります。

本工事場所は、平成３０年７月豪雨災害による林道の被災箇所としては最も被害が大きい場所にあります。

災害発生後の７月１７日に林野庁と広島県に現地を確認していただき、当該箇所については２次災害を防止するための応急工事を要するとの指導があり、現在、土砂流出抑制のための根固め工事を行っているところでございます。

今回の工事は、寸断された林道の道路本体の本復旧工事を発注するものでございます。

工事の内容について御説明させていただきます。

寸断された道路を復旧するために、図面では赤色で着色しております高さ５メートルから１０メートル、延長６０メートルの補強擁壁と、青色で着色しております大型コンクリートブロック積、高さ７メートル、延長２２メートルの擁壁工で、側面を補強しながら道路本体を築造してまいります。

路面は、アスファルト舗装で復旧し、ガードレールや路面排水処理を設置いたします。

また、斜面は風化の程度などの状況を考慮して、図面では茶色で表示しております斜面保護工を施工いたします。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

西議員。

○１２番（西 友幸君） すみません、盛り土工の赤のところですね。楕円形と楕円形のつなぎ目なんですけど、あっことは大丈夫なんですかね。よく楕円形と楕円形のつなぎ目の端のところが一番決壊しやすいとかいうようなことをいろんな工事なんかで見とるんですけど、どんなんでしょうかね。

○議長（中村武弘君） 都市整備課長。

○都市整備課長（礪亀 智君） 西議員の御質問に対してお答えいたします。

今の楕円形と楕円形というのは赤い着色のところですね。あの部分につきましては特殊な工法で、要はジオテキスタイル工法というんですけれども、土砂を摩擦で、中にそういう特殊なマットじゃないんですけれども、そういうものを敷きまして、それを積

み重ねてくるんで、その摩擦でもたすような工法でございますので、それについては設計のほうでしっかりしておりますんで、大丈夫でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第18、第69号議案、町道路線の認定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第69号議案 平成30年12月14日提出。

町道路線の認定について。

次の道路を町道の路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、開発事業により設置された道路で、公共的生活道としての性格と目的を有するものであり、町において維持管理する必要があるためでございます。

詳細についての説明は、引き続き建設部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 第69号議案、町道路線の認定について、補足して説明を

させていただきます。

次のページをごらんください。

町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

位置図のほうをごらんください。

赤色部分がこのたび町道路線の認定を行うみくまり25号線でございます。

提案理由でございますが、この道路は都市計画法第29条第1項の開発行為により設置された道路で、都市計画法第40条第2項の規定により平成30年8月3日に帰属を受けたものでございます。

道路構造の内容といたしましては、延長27.12メートル、幅員5メートルで、町道の認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第19、第70号議案、町道路線の認定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第70号議案 平成30年12月14日提出。

町道路線の認定について。

次の道路を町道の路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、建築基準法第42条第1項第5号に規定する特定行政庁からの位置の指定を受けた道路で、公共的生活道としての性格と目的を有するものであり、町において維持管理する必要があるためでございます。

詳細についての説明は、引き続き建設部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 第70号議案、町道路線の認定について、補足して説明をさせていただきます。

次のページをごらんください。

町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

位置図のほうをごらんください。

赤色部分がこのたび町道認定を行う八幡51号線でございます。

提案の理由でございますが、この道路は建築基準法第42条第1項第5号に規定する特定行政庁である広島県から平成27年10月21日に指定を受けた道路で、道路の構造の内容といたしましては、延長が32メートル、道路幅員が4.38メートル、転回場所1カ所で、町道の認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第20、第71号議案、町道路線の廃止についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第71号議案 平成30年12月14日提出。

町道路線の廃止について。

次の町道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、向洋駅周辺土地区画整理事業に伴う街区整備のため、当該路線を廃止するものでございます。

詳細についての説明は、引き続き建設部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 第71号議案、町道路線の廃止について、補足して説明させていただきます。

次のページの位置図をごらんください。

赤色部分が青崎2号線でございます。向洋駅周辺土地区画整理事業区域内の道路で、延長は259.5メートルでございます。

提案理由でございますが、廃止する町道路線は区画整理事業に伴う街区整備によりまして、新しい道路や仮換地によって移転する住宅などの用地となるため、今回町道路線の廃止を行うものでございます。

廃止いたします道路は、街区整備により新たに道路が整備されることとなりますが、隣接家屋の移転や街区整備工事の工事車両等の進入路として新しく街区道路が築造されるまでの間は、安全性を考慮し、街区整備通路として使用することとなります。

なお、通路として使用する間は、町の管理地として向洋駅周辺区画整理事務所で管理を行います。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第21、第72号議案、固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第72号議案 平成30年12月14日提出。

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について。

府中町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員の委員定数は、府中町税条例により3人ありますが、このうち2名の方の任期が平成30年12月24日をもって満了となるため、固定資産評価審査委員会委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

お一人は、府中町桜ヶ丘19番10号、お名前が慶徳輝昭氏でございます。

もうお一人が、住所が府中町桃山一丁目１９番１０号、お名前が水野朋美氏でございます。

慶徳輝昭氏は元府中町職員でございますして、在職中には税務課での経験が長く、固定資産の評価に精通され、固定資産評価審査委員を平成２１年１２月から就任していただいております、今回再任をお願いするものでございます。

次に、水野朋美氏は平成１６年に司法書士試験に合格され、平成１８年から柳ヶ丘にございます司法書士法人水野合同事務所に勤務されており、司法書士業務に通じて、地価に関する知識や経験をお持ちの方でございます。平成２７年１２月から府中町の固定資産審査委員に就任していただいております、今回再任をお願いするものでございます。

任期につきましては、お二人とも平成３０年１２月２５日から平成３３年１２月２４日までの３年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

以上で、本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は１２月１７日午前９時３０分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（散会 午後 ２時４５分）